

# 平成 31 年度部活動活動方針

小林市立紙屋中学校

## 本方針策定の趣旨等

本校の部活動運営の方針は、小林市中学校部活動の方針に基づいて、生徒一人一人にとって望ましいスポーツ及び文化の活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知徳体のバランスの取れた『生きる力』を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツ活動を楽しむことで、健康で文化的な生活習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、学校教育の一環としての教育課程との連携を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

このような方針のもと紙屋中学校では、学校生活放課後等のよりよい活用や生徒の健全育成、体力の向上等を目的に部活動を実施する。また、部活動は中学校における教育活動の一環として行われるという観点に立ち、学校教育目標の達成を目指す学習活動ととらえて下記に示す部活動の目的を掲げ、適切な教育計画と指導により展開されるように計画する。

- 本校の部活動は、紙屋中学校の教育目標を達成するうえで「教育活動の場」とする。
- 本校の部活動は、校内・外において、学年や学級の所属を離れて、共通の趣味や関心を持つ生徒が学校生活の中で得た知識・技能・行動の仕方を自主的に実践する場とする。
- 自他の健康・安全に留意し、心身ともに調和の取れた発育発達と健康増進を図る。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、県教委及び市教委の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 部顧問は、市教委が作成した別添様式を参考に、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記ア・イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。

イ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績等の確認により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、教師の部活動の関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長、部顧問及び部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、

生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 運動部顧問は、中央競技団体が作成する「運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア及びイに基づく指導を行う。

### **3 適切な休養日等の設定**

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。なお、運動部活動については、ジュニア期における、スポーツ活動時間に関する研究〔「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会)〕も踏まえ、活動時間を設定する。

#### ① 学期中の休養日の設定

週当たり2日以上を休養日を設ける。〔平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。各種大会やコンクール等への参加などにより、土日に休養日が設定できない場合は、2か月を1単位として捉え、8回程度の週末の休養日を設定する。〕

#### ② 長期休業中の休養日の設定

学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養日をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

③ 1日の活動時間

長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、市教委が策定した方針に則り、各部の休養日及び活動時間を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 本校では、宮崎県、小林市の部活動運営方針によって部活動運営の方針として部活動の全体計画で休養日及び活動時間等の基本線を設け、これに基づいて各部活動の練習計画を立案することとしている。

① 学期中の休養日については、週当たり2日の休養日を設ける。このうち1日を日曜日とする。なお、日曜日に大会等が開催され、これに出場した場合には大会に参加した翌日(月曜日)を休養日とする。

② 学期中の休養日について、日曜日以外の休養日については、月曜日から金曜日までの平日に設けるが、1週間の学校生活生徒の様子や心身の疲労を考慮し、日曜日の休養日とのバランスを考えて設けることとする。

なお、平成31年度の各部活動計画では、下記の通りに休養日を定めている。

部活動名	休業日の休養日	平日の休養日
バドミントン部(男女)	各月における全ての日曜日	各月における全ての水曜日

活動名	休業日の休養日	平日の休養日
陸上競技クラブ(男女)	各月における全ての日曜日	各月における全ての木曜日

③ 長期休業中の休養日については、基本的に学期中の休養日の設定を基本として、加えて閉庁となる下記の期間は活動を行わない日程と定める。

	部活動の休養日	備考
学校閉庁日	8月13日～8月15日	
年末年始休暇	12月28日～1月3日	

④ 1日の活動時間については、2時間程度として生徒の心身の状態や疲労の様子を観察しながら適宜休憩を取りながら活動するとともに、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。また、学校の休業日（学期中の週末を含む）については、3時間程度の練習時間を基本とする。

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

##### (1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション思考で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置について検討する。

また、文化部についても、各学校の実態に応じて生徒の多様なニーズを踏まえた部の設置について検討する。

イ 本校では生徒のニーズを踏まえた部活動の設置について配慮しながらも生徒数の減少を鑑み、バドミントン部（男女）と陸上競技クラブ（男女）を置いて全職員でこれらの指導体制を整えて部活動の指導運営にあたる。なお、陸上競技クラブについては、地域の社会体育活動を中心として指導者を招聘して指導にあたる。

##### (2) 地域との連携

ア 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 校長は、県及び市教委が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部活動顧問及び部活動指導員等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体との協力体制の充実に努める。

ウ 本校は、陸上競技クラブについて地域の社会体育クラブ組織と連携を図り、この指導者と部活動顧問引率責任者が連携を図って指導する。

#### 5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

ア 校長は、運動部や文化部が週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度の負担とならないよう、運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の数の上限の目安について、県教委や市教委及び県中学校体育連盟と連携し、検討する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。